

## 子ども「年 20 ミリシーベルト」基準の撤回を求める意見書

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故は、放射能による深刻な環境汚染をもたらした。その中で4月19日文部科学省は、学校等の校舎・校庭等の利用判断における放射線量の目安として、年20ミリシーベルトという基準を福島県教育委員会や関係機関に通知した。この年20ミリシーベルトは、屋外で3.8マイクロシーベルト／時に相当するとしている。3.8マイクロシーベルト／時は、労働基準法で18歳未満の作業を禁止している「放射線管理区域」（0.6マイクロシーベルト／時以上）の約6倍に当たる。また年20ミリシーベルトは、原発労働者が白血病を発症し労働認定を受ける線量に匹敵し、ドイツの原発労働者に適用される最大線量に相当する。大人の原発労働者でさえ高い線量を子どもに当てはめようとしている。

子どもは、大人に比べてはるかに放射線の影響をより受けやすいことは知られている。子どもが長時間過ごす学校に適用する基準値がこの数値とは、とても考えられない。4月29日内閣官房参与を辞任した大学教授も、「これらの学校では、通常の授業を行おうとしているわけで、その状態は、通常の放射線防護基準に近いもの（年間1ミリシーベルト、特殊な例でも年間5ミリシーベルト）で運用すべきで、警戒期ではあるにしても、緊急時（二、三日あるいはせいぜい一、二週間くらい）に運用すべき数値をこの時期に使用するのには、全くの間違いであります。」と述べ、辞任理由の一つに挙げて抗議している。

また、今回政府が示した数値は内部被曝を考慮していない。呼吸や食事などによって体内に取り込まれる放射性物質の影響を考えていないということである。

その後、文部科学省は数値に懸念を示す県内の保護者など関係者の働きかけにより、一定値以上の放射線が検出された場合の除去費用を負担することを決め、「年1ミリシーベルト以下を目指す」こととしたが、同時に「年1～20ミリシーベルト」という暫定基準は当面維持するとし、基準そのものを見直したわけではない。

このような対応は危険な状況下に福島の子どものみを置くだけでなく、示した数値によって子どもの被曝量をおさえようという学校側の自主的な防護措置を妨げることにもなりかねない。

よって狛江市議会は政府等に対し、学校の利用基準年 20 ミリシーベルトを撤回し、被曝量を最小化するよう努めるとともに、子どもたちの生活実態に即した放射積算線量の実測評価を強化するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年（2011 年）6 月 30 日

東京都狛江市議会

平成 23 年 6 月 30 日 原案可決

提出先 内閣総理大臣 文部科学大臣 厚生労働大臣 衆議院議長  
参議院議長